

## 関西広域連合協議会傍聴要領

### 第1 趣旨

この要領は、関西広域連合協議会（専門部会及び分科会を含む。）の会議（以下「会議」という。）の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

### 第2 傍聴の手続等

会議の傍聴を希望する者は、次に掲げる事項に従わなければならない。

- (1) 会議の傍聴を希望する者は、所定の時刻に、会場に設置する受付において、住所、氏名を申し出て、傍聴を申し込むものとする。
- (2) 前号により傍聴を希望する者が定員を超えたときは、抽選により傍聴許可者を決定するものとする。
- (3) 第1号により傍聴を希望する者が定員に満たないときは、定員を満たすまで先着順で傍聴を許可することができるものとする。ただし、会議の開会時刻以降の傍聴許可はしないものとする。
- (4) 傍聴の許可を受けた者は、係員の指示に従い、会議の会場へ入場し、所定の傍聴席に着席しなければならない。
- (5) 会場の状況により、会場内の傍聴に替え、会場外での中継映像の視聴とすることがある。
- (6) 前各号の規定にかかわらず、会議の長が特に認める者は、会議を傍聴することができる。

### 第3 傍聴席に入ることができない者

- 1 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。
  - (1) 人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
  - (2) 酒気を帯びていると認められる者
  - (3) その他会議を妨害することを疑うに足る顕著な事情が認められる者
- 2 会議の長は、必要を認めるときは、傍聴人に対し、係員をして、前項第1号に規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。
- 3 会議の長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。
- 4 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、会議の長の許可を得た場合はこの限りでない。

### 第4 傍聴人の遵守事項

- 1 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。
  - (1) 会場における言動に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
  - (2) はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂

れ幕の類を掲げる等、示威的行為をしないこと。

(3) 会議の長が認めた場合以外は、写真撮影、録画、録音を行わないこと。

(4) その他会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(5) 前各号の事項を遵守するほか、会場内では、会議の長及び係員の指示に従うこと。

2 会議の長は、傍聴人が前項の規定に違反したときは、注意を促し、なお注意に従わないときは、退場を命ずることができる。

3 傍聴人は、前項の規定により退場を命ぜられたときは、直ちに退場しなければならない。

## 第5 その他

この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会議の長が別に定める。

### 附 則

この要領は、平成26年8月11日から施行する。